

(告)
 26年 4月号
 2014年4月1日発行
 三宅孝治(中国税理士会 倉敷支部会員)
 三宅孝治税理士事務所
 (有)シーエムエス
 倉敷市中島2370番地14
 TEL 086 - 466 - 1255
 FAX 086 - 466 - 1288
 第83号
 発行担当者: 寺田 早織

長く寒い冬が終わり、外の空気もすっかり暖かい季節になりました。今月から新年度も始まり、新しい環境、出会いも多々あると思います。一旦ここを1年の区切りとして、新たな気持ちで毎日を過ごしていきたいと思います。また、この時期全国各地で桜が次々と開花しますが、岡山県内でも満開の便りが聞かれ、見頃は満開から1週間のようなようです。花の色、形、周りの風景との彩り・・・桜自体とても美しく魅力的な花ですが、先ほど申しました通り、見頃は1週間となっています。あっという間に散ってしまうからこそ特別なものに感じ、より一層人々を惹きつけるのかなと思います。この季節にしか楽しめない風景ですから、しっかり目で見てみたいですね。

新年度が始まるのもそうですが、皆様もご存知の通り、今月から消費税率が8%になります。そこで今回は、消費税率引上げによる価格表示についての注意点をいくつかご紹介したいと思います。

「消費税率引上げによる価格表示について」

「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜価格の強調表示」が認められています。

平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、総額表示義務(消費者に商品の販売やサービスの提供等を行う場合に、消費税額を含めた価格を表示する義務)が緩和され、次の2つの特例(外税表示・税抜価格の強調表示)を利用することが認められています。

【特例1】「外税表示」は消費者に誤認されないための対策が必要です。外税表示が認められるには、消費者に対して「現に表示する価格が税抜価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)を講じている」という要件を満たす必要があります。

例 : 個々の値札等で表示する場合
 値札の他、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等が対象となります。

円 (税抜価格)	円 (税別)	円 (本体価格)	円 (+消費税)
-------------	-----------	-------------	-------------

例 : 店内の掲示やチラシ等で一括して表示する場合
 個々の値札等は「円」と税抜価格のみを表示する場合、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に行う必要があります。

例 : 店内の一部商品等について、税抜価格のみの表示を行う場合
 徐々に税抜価格の値札等への変更作業を行う店舗等では、「税抜価格の値札」と「税抜価格のみの値札」が同一店舗内に混在する場合があります。このような場合には、店内等のどの商品等の価格が税抜価格のみの表示になっているのかを個々の値札等で明示する必要があります。また、消費者の利便性を考え、別途、店内等の消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に行いましょう。

【特例2】「税抜価格の強調表示」は、税込価格を明瞭に表示する必要があります。値ごろ感のある「税抜価格」を強調するため、「税込価格」と「税抜価格」を併記することができます。その場合、消費者から見やすく、誤認されないことがないように、「税込価格」を明瞭に表示しましょう。

「税込価格」が明瞭に表示されているかどうかの判断は、基本的に、次の各要素が総合的に勘案されます。
 税込価格表示の大きさ 文字間余白・行間余白 背景の色との対照性

	5,000円(税込 5,400円)		5,000円(税込 5,400円)
	5,000円(税込 5,400円)		5,000円(税込 5,400円)
	5,000円(税込 5,400円)		5,000円(税込 5,400円)

消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されています。

転嫁対策特別措置法では、消費者に消費税を負担していないかのような誤認を与えたり、納入業者への買いたたきや競合する小売事業者の転嫁を阻害したりしないように、消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています。

禁止される3つの表示
 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
 例: 「消費税は転嫁しません」「消費税は当店が負担しています」



取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減する旨の表示であって、消費税との関連を明示しているもの。
 例: 「消費税率上昇分値引します」

消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって、の表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの。
 例: 「消費税相当分、次回の購入に、利用できるポイントを付与します」

「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかでなければ、禁止される表示にあたりません。
 例: 「春の生活応援セール」「3%値下げ」「3%還元」「8%値下げ」「8%ポイント進呈」

増税に伴って、価格表示についても見直すべき点が出てきそうです。もし、違法な宣伝広告を行った場合には、政府による取締りの対象となりますので、お気をつけ下さい。
 参考文献: 日本商工会議所「消費税引上げ対策早わかりハンドブック」

「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される、「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに、「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

おしらせ

4月1日より、当事務所に2名の新しいスタッフを迎えます。自己紹介、入社式の様子は次回の事務所通信に掲載しますので、よろしくお願ひします。



花粉症対策

目の症状には・・・
 ・花粉の侵入を防ぐ為に眼鏡をする。
 ・コンタクトレンズはできるだけ避ける。
 (結膜炎を悪化させたり、花粉が付着する為)
 ・花粉を洗い流す為に、顔・目を洗う。

鼻の症状には・・・
 ・使い捨てマスクをする。
 ・顔を洗う。(鼻の周り、鼻の下)
 ・市販の鼻洗浄液で鼻の粘膜を洗う。

食事によって・・・
 ・お茶(カテキンとビタミンにはアレルギーを抑える作用があると言われています)
 ・乳酸菌(アレルギーを抑える作用があります)



< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision
 今月の開催日は4月10日(木)です。
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
5月15日(木)	4・5・6・7月決算法人様	5月9日(金)
6月12日(木)	5・6・7・8月決算法人様	6月6日(金)
7月10日(木)	6・7・8・9月決算法人様	7月4日(金)

< 4月カレンダー >

1	火	*入社式
10	木	*経営計画書作成セミナー: Vision *3月分源泉所得税・住民税の納付期限
22	火	*個人所得税 振替納税日
24	木	*個人消費税 振替納税日
29	火	*昭和の日
30	水	*2月決算法人の確定申告・納付期限 *8月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の5・11月決算法人) *平成26年度固定資産税第一期分の納付

個人所得税・消費税の自動振替がございましたので、通帳の残高の確認をお願い致します。